

労災補償保険制度

石綿救済制度

労働基準法上の労働者でない一人親方や自営業者等については、「特別加入制度」により、特別に労災補償制度への任意加入を認めている。

補償給付

療養、休業、障害等、程度や状況に応じた各種の給付

- ・中皮腫
- ・肺がん
- ・石綿肺(石綿肺合併症を含む。)
- ・びまん性胸膜肥厚
- ・良性石綿胸水

(療養補償)労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。(労働基準法第75条第1項)

高

重症度等

- ・中皮腫
- ・肺がん

救済給付

療養中の給付は、医療費+療養手当

この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。(救済法第1条)